

教職員・研究者の海外渡航に関する指針

平成 25 年 9 月 10 日 危機管理委員会
(平成 27 年 10 月 13 日改訂)

国立大学法人としての安全配慮義務に基づき、東京外国語大学の教職員・研究者が本学の命令・承認の下に行う海外渡航（外国出張及び海外研修）については、危機管理の観点から、外務省発出の海外安全情報（危険情報）に従い、次のとおりとし、渡航予定の者及び渡航中の者にあつては、当該情報に注意を払うことを責務とする。

外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

	外務省海外安全情報（危険情報）	本学対応 と渡航者の責務
レベル 1	「十分注意してください。」	危機管理に十分な注意を払うことを条件に渡航を許可する。 なお、渡航中の者にあつては、危機管理に十分な注意を払うことを責務とする。
レベル 2	「不要不急の渡航は止めてください。」	特別な注意を払うとともに、十分な安全措置を講じることを条件に渡航を許可する。なお、渡航中の者にあつては、特別な注意を払うとともに、十分な安全措置を講じることを責務とする。
レベル 3	「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	中止させるものとする。なお、渡航中の者にあつては、途中帰国または退避するものとし、その対応状況を大学に報告することを責務とする。
レベル 4	「避難してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」	中止させる。また、渡航中の者にあつては、即時退避し、その対応状況を直ちに大学に報告することを責務とする。

なお、渡航先情勢を総合的に判断して、必要と判断される場合には、上記危険情報に関わらず渡航の延期、中止または帰国の勧告を行うことがある。

海外渡航にあつては、必ず事前に必要な申請手続きを行い、また、海外旅行任意保険に自己の責任に於いて加入することとする。

安全対策の 4 つの目安（カテゴリー）

レベル 1 「十分注意してください。」	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
レベル 2 「不要不急の渡航は止めてください。」	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には、特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
レベル 3 「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）
レベル 4 「避難してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

(出典：外務省海外安全ホームページ)